

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「服用薬剤調整支援料 1・2」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220428-1079-1

（4月28日更新）
・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

	内容	点数	
1	6種類以上の内服薬が処方されている患者について、処方医に対して文書を用いて提案し、調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に算定する。(月1回に限り)	125点	
2	複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者について、重複投薬等が確認された場合に、処方医に対して提案を文書を用いて行った場合に算定する。(患者ごとに3月に1回まで、服薬情報等提供料は併算定不可)	イ 施設基準を満たす薬局が行った場合 (届出不要)	110点
		ロ イ以外の場合	90点

【主な要件】

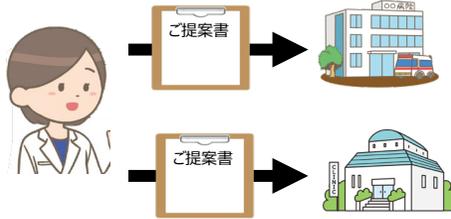
「1」

文書で減薬を提案し、
**2種類以上減少した状態が
4週間以上継続**



「2」

文書で減薬を提案



【対象患者】

「1」

**4週間以上継続して
6種類以上の内服薬(※)を
処方されている患者**



「2」

**複数の医療機関から
6種類以上の内服薬(※)を
処方されている患者**



【共通の要件】

1銘柄1種類として計算する

- A錠
- B錠
- Cカプセル
- D散
- E顆粒
- F内服液

6種類

屯服薬は含まれない

【2018/3/30疑義解釈その1】

浸煎薬、湯薬は含まれない

患者の意向を確認

お薬を
減らせませんか？



薬歴等に文書を添付



服用薬剤調整支援料1

「高齢者の医薬品適正使用の指針」等を参考に減薬を検討する

お薬の量が多くて困っています

処方箋



週間投薬カレンダー

	朝	昼	夕
日	●	●	●
月	●	●	●
火	●	●	●
水	●	●	●
木	●	●	●
金	●	●	●
土	●	●	●



患者意向の確認

薬剤調整支援の希望

週間投薬カレンダー

	朝	昼	夕
日	●	●	●
月	●	●	●
火	●	●	●
水	●	●	●
木	●	●	●
金	●	●	●
土	●	●	●



減薬の提案
処方箋受付時以外
で書面による提案

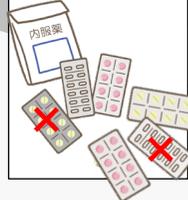
4週間以上継続して
6種類以上の内服薬(※)を
処方されている患者

- ・少なくとも1種類は薬剤師が提案したものであること
- ・配合剤及び内服薬以外への変更を薬剤師が提案した場合は減少した種類数に含めない

【2018/3/30疑義解釈その1】
種類数の減少は同時になくてもよい

2種類以上減少
(4週間以上継続)

処方箋



ご提案書

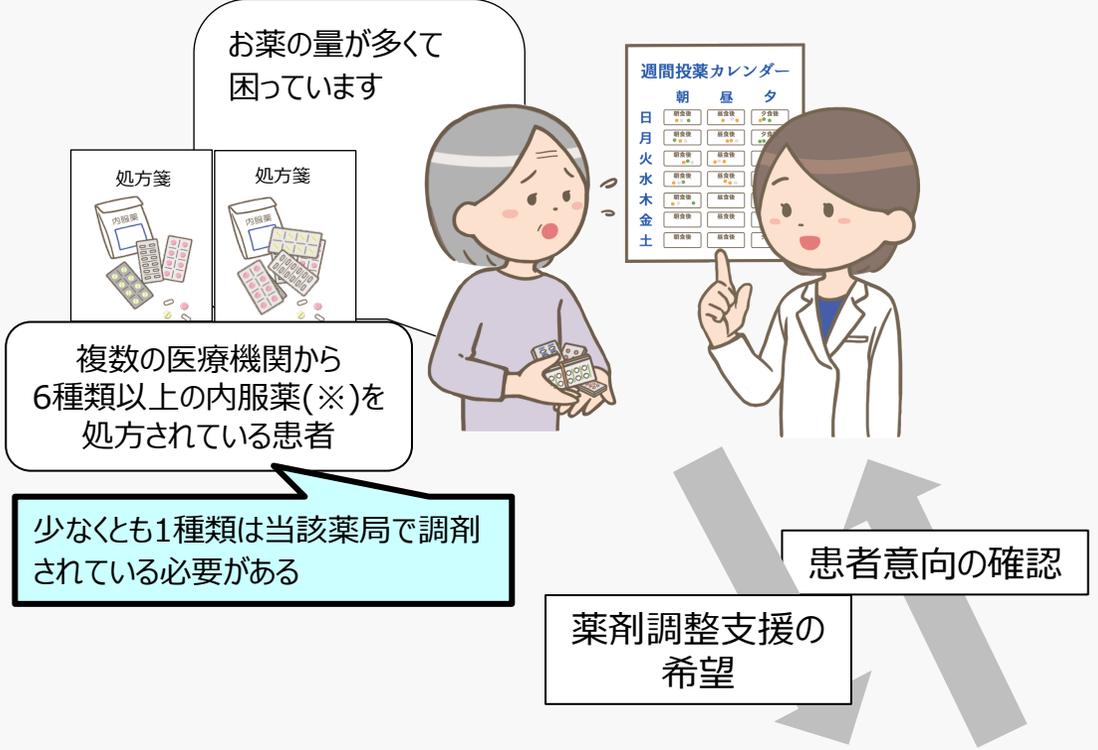


服用薬剤調整支援料 2

【イ（110点）施設基準】

服用薬剤調整支援料1の算定要件を満たす実績
 （4週間以上内服薬を6種類以上調剤された患者が、
 提案により2種類以上減少し、
 その状態が4週間以上継続した実績）
 が過去1年間*に1回以上あること
 *前年3月1日から当年2月末までの実績で判断し、
 当年4月1日から翌年3月31日まで適用
 （前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された薬局の場合、指定日の翌
 月から当年2月末までの実績で判断）

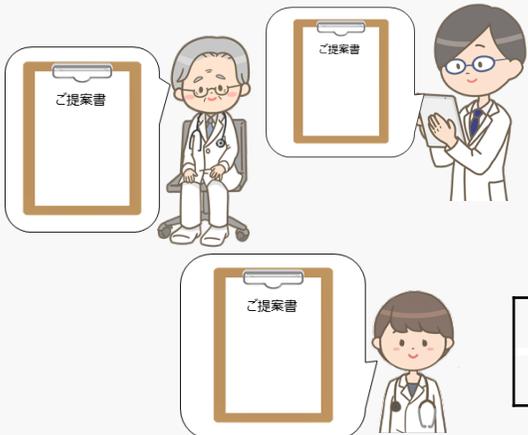
算定実績ではないため、算定の有無に関わらず
 要件を満たす実績があれば良いと解釈されます



複数の医療機関から
 6種類以上の内服薬(*)を
 処方されている患者

少なくとも1種類は当該薬局で調剤
 されている必要がある

減薬の提案
 処方箋受付時以外
 で書面による提案



- ・過去1年間に2種類以上の内服薬の減薬の実績がある場合 (イ) 110点算定
- ・過去1年間に2種類以上の減薬の実績がない場合 (ロ) 90点算定



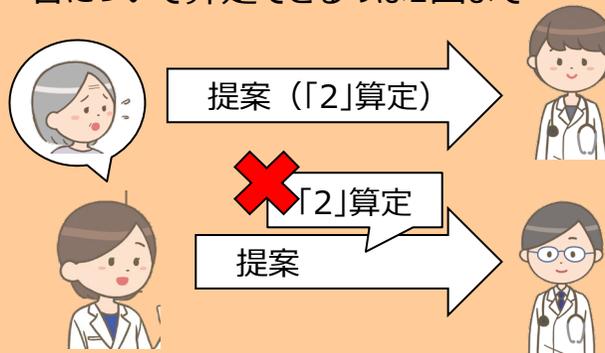
【2020/3/31疑義解釈その1】

服用薬剤調整支援料2算定後、当該提案により2種類以上の薬剤が減少した場合は服用薬剤調整支援料1は算定不可



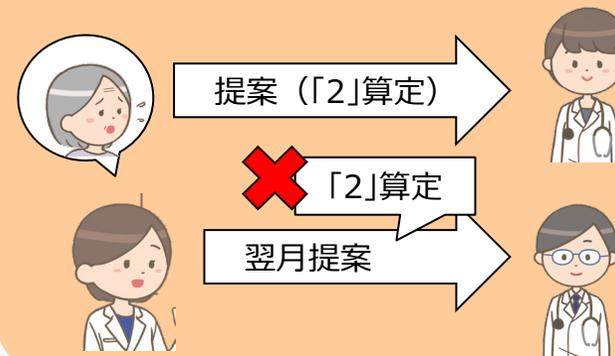
【2020/3/31疑義解釈その1】

同一患者に同一月内に複数の医療機関に対して提案を行った場合、同一患者について算定できるのは1回まで



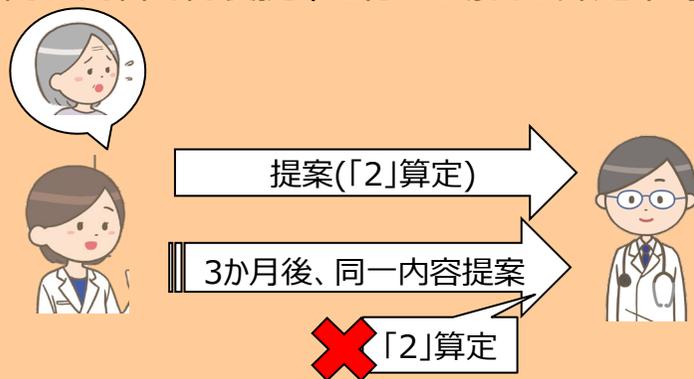
【2020/3/31疑義解釈その1】

医療機関Aに提案を行い服用薬剤調整支援料2を算定し、翌月に医療機関Bに提案を行った場合は算定不可



【2020/3/31疑義解釈その1】

提案を行ったものの状況に変更がなく、3か月後に同一内容で再度提案を行った場合は算定不可

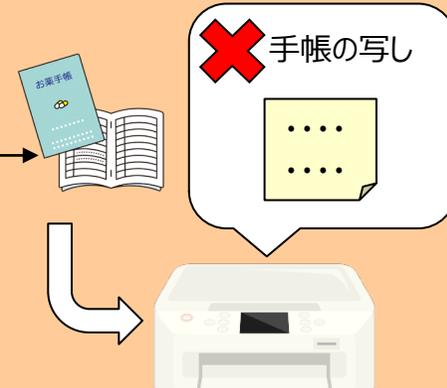


【2020/4/16疑義解釈その5】

報告書の「現在服用中の薬剤の一覧」は手帳の写しの添付では要件を満たさない

報告書

- ・受診中の医療機関、診療科等に関する情報
- ・**服用中の薬剤一覧**
- ・重複投薬等に関する状況
- ・副作用の恐れがある患者の症状及び関連する薬剤
- ・その他(残薬、その他患者への聞き取り状況等)



(別添様式3)

患者の重複投薬等に係る報告書

情報提供先保険医療機関名
 担当医 科 殿
 令和 年 月 日
 情報提供元保険薬局の所在地及び名称
 電 話
 (F A X)
 保険薬剤師氏名 印

患者氏名
 性別 (男・女) 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生 (歳)
 住所
 電話番号

以下のとおり、重複投薬等の状況について報告いたします。

1 受診中の医療機関、診療科等に関する情報

番号	保険医療機関名	診療科	処方医の氏名
1			
2			
3			

2 現在服用中の薬剤の一覧

※用法・用量を参照すべき場合等については、必要に応じて手帳等の写しを添付

薬効分類又は効能・効果	医薬品名 (先発医薬品名)	服用開始時期	「1」の番号

別紙様式3に準ずる報告書でも可

「2 現在服用中の薬剤の一覧」
後発医薬品を服用中の場合であっても、当該医薬品に先発医薬品がある場合はその名称を併記

3 重複投薬等に関する状況

「1」の番号	医薬品名 (先発医薬品名)	服用開始日

4 副作用のおそれがある患者の症状及び関連する医薬品名

「1」の番号	症状	関連する医薬品名

薬剤師のコメント

5. その他特記すべき事項 (残薬及びその他の患者への聞き取り内容等)

により重複投薬等の解消等、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案を行うこと。
 2 必要に応じて、続紙に記載して添付すること。
 3 必要に応じて、手帳、血液検査の結果の写しなどを添付すること。
 4 「2」については、後発医薬品を服用中の場合であっても、当該医薬品に先発医薬品がある場合はその名称を併記すること。
 5 「3」については、同種・同効薬が処方されている場合は、必要に応じて処方背景を確認すること。
 6 「5」については、必要に応じて記載すること。

「3 重複投薬等に関する状況」
同種・同効薬が処方されている場合は、必要に応じて処方背景を確認

「5 その他特記すべき事項 (残薬及びその他の患者への聞き取り内容等)」
必要に応じて記載

必要に応じて、
● 続紙に記載し添付
● 手帳、血液検査の結果の写しなどを添付